

件名

労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
厚生労働省

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）
労働省 令第一号）第百十四条第一項第五号ニ、第百十五条第三号ハ及

び第百十七条第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第一号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

厚生労働大臣 福岡 資麿

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後		改正前	
(別添様式第一号の三) (単位：百万円) I R B B 1：金利リスク 【略】		(別添様式第一の三) (単位：百万円) I R B B 1：金利リスク 【同左】	
(注) この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 なお、自金融機関がこの様式の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。 また、半期の開示においては、この様式中「当期末」とあるのは「当半期末」と、「前期末」とあるのは「前半期末」と読み替えるものとする。 【a・b 略】		(注) この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 なお、自金融機関がこの様式の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。 また、半期の開示においては、この様式中「当期末」とあるのは「当半期末」と、「前期末」とあるのは「前半期末」と読み替えるものとする。 【a・b 同左】	
c この様式において「上方バリエルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バリエルシフトに関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」を加える金利ショックをいう。		c この様式において「上方バリエルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バリエルシフトに関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」を加える金利ショックをいう。	
通貨	バリエルシフトに関する金利変動幅（ベージス・ポイント）	通貨	バリエルシフトに関する金利変動幅（ベージス・ポイント）
【略】		【同左】	
オーストラリア通貨	350	オーストラリア通貨	300
【略】		【同左】	
スイス通貨	175	スイス通貨	100
中華人民共和国通貨	225	中華人民共和国通貨	250
欧州経済通貨統合参加国通貨	225	欧州経済通貨統合参加国通貨	200
英国通貨	275	英国通貨	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	225	中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	200
【略】		【同左】	
インド通貨	325	インド通貨	400
【略】		【同左】	

大韓民国通貨	225
【略】	
サウジアラビア通貨	275
スウェーデン通貨	275
シンガポール通貨	175
【略】	
南アフリカ共和国通貨	325
【略】	

d 【略】

e この様式において「ステイナーク化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この様式において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この様式において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

x は、4（以下この様式において同じ。）

x は、4（以下この様式において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 （ベージス・ポイント）	長期金利に関する金利変動幅 （ベージス・ポイント）
【略】		
オーストラリア通貨	425	300
【略】		
カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
【略】		

大韓民国通貨	300
【同左】	
サウジアラビア通貨	200
スウェーデン通貨	200
シンガポール通貨	150
【同左】	
南アフリカ共和国通貨	400
【同左】	

d 【同左】

e この様式において「ステイナーク化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この様式において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベージス・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

x は、4（以下この様式において同じ。）

x は、4（以下この様式において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 （ベージス・ポイント）	長期金利に関する金利変動幅 （ベージス・ポイント）
【同左】		
オーストラリア通貨	450	200
【同左】		
カナダ通貨	300	150
スイス通貨	150	100
【同左】		

欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200
英国通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	375	200
【略】		
インド通貨	475	225
【略】		
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	【略】	200
【略】		
サウジアラビア通貨	375	250
スウェーデン通貨	425	200
シンガポール通貨	250	225
【略】		
アメリカ合衆国通貨	【略】	225
【略】		

f この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{flatnenc}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{S}_{shortc} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{S}_{longc} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{flatnenc}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{shortc}(t) = \bar{S}_{shortc} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{shortc}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～r 略】

【削る。】

欧州経済通貨統合参加国通貨	250	100
英国通貨	300	150
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	250	100
【同左】		
インド通貨	500	300
【同左】		
大韓民国通貨	400	200
メキシコ通貨	【同左】	300
【同左】		
サウジアラビア通貨	300	150
スウェーデン通貨	300	150
シンガポール通貨	200	100
【同左】		
アメリカ合衆国通貨	【同左】	150
【同左】		

f この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{flatnenc}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{R}_{shortc} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{R}_{longc} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{flatnenc}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{shortc}(t) = \bar{R}_{shortc} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta R_{shortc}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～r 同左】

s この様式における口欄及び欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は

「削る。」 「削る。」	記載することを要しない。 <u>土</u> この様式における〆欄の「当期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。 <u>丑</u> この様式における二欄の「前期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。
備考 表中の「」の記載は注記である。	